

## 仙台ロボケアセンター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社バイタルネットが設置する仙台ロボケアセンター（以下「事業所」という。）において仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援通所型サービスを実施するにあたり、当事業所において必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該サービスの円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態等にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する生活支援通所型サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 事業の実施にあたっては、仙台市、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 生活支援通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

5 前4項のほか、「仙台市介護予防・日常生活支援総合事業の実施、当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 生活支援通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 仙台ロボケアセンター
- (2) 所在地 仙台市青葉区大手町 1-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、生活支援通所型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 支援員 1人

支援員は、生活支援通所型サービスの業務に当たる。

(3) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身状態を把握し、自立及び社会参加を促すよう個別プランを設定し、提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日、火曜日、金曜日とする。

ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時45分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 1単位目 9時30分から11時(月・金曜日)

2単位目 13時30分から15時(月・火・金曜日)

3単位目 15時15分から16時45分

(月・火・金曜日)とする。

(生活支援通所型サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日3単位 各4人とする。

(生活支援通所型サービスの内容)

第8条 事業所で行う生活支援通所型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション

(2) 機能訓練

(3) 健康チェック

(4) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第9条 生活支援通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、仙台市が要綱に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じて1割、2割又は3割を利用者から本人負担分として支払いを受けるものとする。

2 その他、生活支援通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

3 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 生活支援通所型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、仙台市とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、生活支援通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 生活支援通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、仙台市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する生活支援通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報

- 提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

- 第13条 事業所は生活支援通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した生活支援通所型サービスに関し、介護保険法の規定により仙台市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は仙台市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び仙台市が行う調査に協力するとともに、仙台市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した生活支援通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止策及び発生時の対応)

- 第14条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じることとする。
- 2 事故が発生した場合の対応、次項に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備することとする。
  - 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備することとする。
  - 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
  - 5 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を行う。
  - 6 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(衛生管理等)

第17条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、利用者の使用する施設及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催（六月に一回以上）及び結果の周知
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 利用者が生活支援通所型サービスの提供を受ける際には、従事者は利用者から医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等の連絡を受け、心身の状況に応じたサービスの提供を行うよう留意する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者として小村隆博を配置する
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、仙台市に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年2回
- 2 事業所において、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、生活支援通所型サービスに関する記録を整備し、サービス提供を完了した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社バイタルネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。